

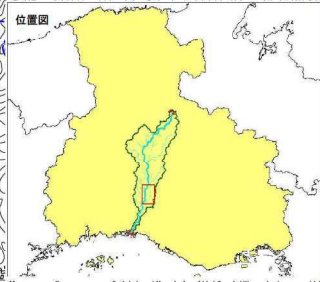
凡例

浸水した場合に想定される水深(ラック別)

- 20.0m以上の区域
- 10.0m~20.0m未満の区域
- 5.0m~10.0m未満の区域
- 3.0m~5.0m未満の区域
- 0.5m~3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

— 市町境界

■ 洪水想定区域指定の対象となる河川(区域)



1 説明書

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」の所定及び浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の所定及び浸水した場合に想定される水深を、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況(シミュレーション)により予測したものです。

(3) なお、この図は、レーン型降雨による浸水、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 作成年月日 令和 年 月 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 市川水系白川川、姫原川、香谷川、大畑川、小畑原川、太田川、道土川、常川、船山川、中谷川、飯谷川、飯谷川、飯谷川、尾川、尾川、小畑川、雲津川、七種川、西谷川、恒瀬川、恒瀬川放水路、平田川、天田部川、須賀川、野谷川

(5) 水防法指定河川 市川水系市川、廻知川

(6) 条例指定河川 姫原市、神河町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

(7) その他の計算条件等

① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で氾濫・浸水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を提示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が氾濫・浸水・破壊した場合の浸水状況は提示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間において、堤防が破綻した場合に想定される浸水範囲を、堤防が破綻した場合に想定される浸水範囲を、堤防計算結果を基に作成したものです。

③ 堤防計算対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高(標高)より求めた平均地盤高を使用しています。また、この計算メッシュの地形高(標高)より求めた平均地盤高を使用しています。また、この計算メッシュの地形高(標高)より求めた平均地盤高を使用しています。

④ 洪水浸水想定区域は、堤防計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続地盤高(標高)を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。